

## 告 示

### 埼玉県告示第百八十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年二月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

プレスポ八潮

埼玉県八潮市大字大瀬字稗田八百二十二―一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

周辺住民の生活環境保全のため、公害等の未然防止に努め、市民より苦情等が生じた場合は、速やかに、かつ誠意をもって対処すること。

#### 二 縦覧期間

平成二十九年二月七日から平成二十九年三月七日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター